

1. 件名

脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラムの公募プロセスの業務運営・改善提案等に係る調査

2. 目的

我が国では、「2050年カーボンニュートラル」宣言による2030年度の温室効果ガス削減目標や、エネルギー需給構造の抱える課題の克服のため、第6次「エネルギー基本計画」（2021年10月閣議決定）が策定され、2050年カーボンニュートラルに向けた長期展望と、今後のエネルギー政策の進むべき道筋が示されている。

また、2022年には省エネルギー法が改正され（2023年4月1日施行）、2050年カーボンニュートラルや2030年度の野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向け、日本のエネルギー需給構造の転換を後押しするとともに、省エネルギー法におけるエネルギーの定義の見直しなどが講じられている。

そうした中で、NEDOとしても2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて革新的な省エネルギー技術開発の促進、実用化支援、普及拡大等に取り組んでいくことが必要であり、「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」（以下、脱炭素省エネ PG という。）を実施している。脱炭素省エネ PG では、高い省エネルギー効果が見込まれる技術開発の提案を公募し、外部有識者で構成される採択審査委員会等を経て提案の採択・不採択を決定している。NEDOでも、カーボンニュートラルの実現に向けて、高い省エネルギー効果が見込まれる新規案件発掘のための活動や、日々のプロマネに注力し提案の実用化率を高めていく必要があるが、脱炭素省エネ PG の公募業務（公募予告～採択通知）には煩雑な部分が多く、これら活動に十分なリソースを割くことが難しい。これまで、公募業務の電子化等、簡略化に努めているが、どうしても人手に頼らざるを得ないのが現状である。

そこで、本調査では、NEDOの新規提案発掘のための活動や日々のプロマネの質を向上すべく、公募業務を行い、その抜本的な省力化に必要な方法の提案および考察を行う。また、試行的に有望な省エネルギー技術を有する中堅・中小企業及びベンチャー企業等から研究開発ニーズについてヒアリングし検証を行うことを目的に実施するものである。

3. 内容

本業務では、主に脱炭素省エネ PG の公募業務（公募予告～採択通知）を行い、その抜本的な省力化及び公募締切から採択通知までの所要日数を大幅に短縮するために必要な提案と考察を行う。

(1) 脱炭素省エネ PG の概要

脱炭素省エネ PG とは、「省エネルギー技術戦略」に掲げる「重要技術」を中心に、2050年を目標とした高い省エネルギー効果が見込める技術のシーズ発掘から事業化までを一貫して支援する、テーマ公募型事業である。

直近3年の5回分の公募実績は以下のとおり。

公募	提案件数(件)	採択件数(件)
2021年度	46	20
2022年度	38	17
2022年度追加	18	9
2023年度	38	21
2023年度追加	22	13

(2) 調査対象の業務（脱炭素省エネ PG の公募業務による）

脱炭素省エネ PG の公募業務における、説明資料等の整備、応募の受付、審査の実施、審査結果の通知、そして採択者決定に至るまでの一連の作業（以下「公募プロセス」という。）を行い、一連の業務に対して、業務効率化の検討を進める。

各業務の例は下記のとおり。

○提案受付

- ・提案書類の不備チェック
- ・審査委員との利害確認
- ・他事業等との重複確認

○審査の実施

- ・書面審査に必要な提案書のデータ抽出
- ・委員への提案書類データ送付業務
- ・NEDO からの提案書の情報提供作成業務
- ・委員へのプレゼンで使用するプレゼン資料のデータ送付業務
- ・分野別委員会（原則対面開催）の運營業務
- ・財務状況確認業務
- ・財務面談

○審査結果の通知

- ・審査結果の取りまとめ
- ・通知文書作成業務

(3) 調査内容

脱炭素省エネ PG の公募業務において、各作業の目的と手段を整理、可視化して不要な業務の削減を図るなどして、公募業務の抜本的な省力化に必要な方法の提案を行う。特に、公募締切から採択通知までの所要日数を大幅に短縮するために必要な方法とそれに伴うリスク洗い出しを行い、削減可能日数の目安と共にとりまとめる。その際、省エネルギー部内で行う業務（書面審査の準備等）や公募業務で使用するシステム、NEDO で定められているルールとの関連性の見直しといったカテゴリに分けること。

なお、NEDO 現有リソースで実施している現行作業の実施手順等、試行・検討に際し必要となる情報は都度 NEDO 側から提供する。また、当該作業において必要になると想定されるスキル等は、別紙を参照のこと。

NEDO 側の公募業務の実施体制は 1 チーム 10 名程度であるが、こうした体制も含め、各作業の実施状況や時期に応じた人員の投入や体制の見直し等についての最適解を得るためにも、実際に人材派遣等の外部リソースを活用した試行を通じて検証を進めるのも可とする（なお、試行に必要となる執務場所・事務機器等については別紙のとおり）。ただし、社会要請や政府方針、経済環境等によって、脱炭素省エネ PG 公募の規模が変化する可能性もあるため、調査の遂行に影響を来すような大幅な変化が生じた場合は、NEDO と別途協議することとする。

新規案件発掘のための中堅・中小企業及びベンチャー企業への試行的なヒアリングについては、別途 NEDO と協議のうえ、決定する。なお、本調査は、公募の審査結果を通知した後に実施することも可とする。

なお、外部リソースの活用の際に人材派遣を活用する場合は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をはじめとする関連法令の遵守はもとより、業務実施にあたっては、当該業務に係る NEDO の規程・機構達等を遵守して作業に当たることとする。

4. 調査期間

NEDO が指定する日から 2024 年 9 月 30 日まで

5. 予算

総額 2 千万円以内

6. 成果報告書

調査報告書を所定の期日までに提出。

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

7. その他

- ・委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。
- ・本業務の履行で知り得た一切の情報及びNEDOから提供、指示又は預託された情報を取り扱うに当たっては、善良なる管理者の注意をもって、受託者の責任において漏えい等防止の取組を行い、適切な情報管理を行うこと。また、本業務の目的以外には利用しないこと。
- ・本業務で作成等した納入物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び所有権は NEDO に帰属するものとし、受注者は著作物について著作者人格権を行使しないものとする。納入物に第三者が権利を有する既存著作物が含まれる場合は、受注者は当該既存著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行い、当該既存著作物の内容について NEDO の了承を得ること。
- ・仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、NEDO と協議のうえ解決すること。

○公募プロセスにおける作業において必要と想定されるスキル

(1) ビジネススキル

- ① NEDO職員と協調して、作業を遂行できるコミュニケーション能力があること。
- ② 作業指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができ、機密情報・個人情報の取り扱い、知的財産権、コンプライアンスの重要性を理解し、適切な対応（態度・言動）ができること。
- ③ 理由のない欠勤、遅刻がなく、周囲に不快感を与えない身だしなみであること。
- ④ 本作業を遂行する上で健康状態に支障がないこと。
- ⑤ 過去に本人の技能やコンピテンシーに期する理由により、契約を打ち切られた経験や派遣先からのクレーム等がないこと。
- ⑥ 電話対応や対人対応等、マナー・常識を有し、電話対応を厭わず、適切な言葉遣いができること。
- ⑦ 期間中継続して作業に当たることができること。

(2) OAスキル

- ① PCの基本動作について、問題なく利用できること。
- ② Windows10の環境を問題なく利用できること。
- ③ MS-Office全般について基本操作が問題なくできること（Excel, Word, Outlookの操作に慣れていること）。なお、Excelについては、VBAマクロの操作ができることが望ましい。
- ④ PDFについて、Adobe Reader DC, Just PDF等を問題なく利用できること。PCのショートカットキー操作を熟知して本件作業を効率的に実施できること。

(3) 会計事務・行政事務に係る基本的な知識

- ① 日商簿記検定2級, ビジネス実務法務検定3級, ビジネス会計検定2級等, 本件作業に資する資格を有していることが望ましい。

○試行に際して必要となる環境等

	内容	負担先	備考
ア	執務場所	受託者負担	下記「ウ」の情報端末等にて取り扱う情報を適切に管理するため、これを印刷等により紙媒体として取り扱う際には、NEDO内において作業に当たる場合もある。 また、調査が進む過程において、作業効率化等の観点から、双方協議の上、NEDO内へ執務場所を受託者の負担にて移す場合もある。
イ	人件費・交通費	受託者負担	
ウ	情報端末	NEDOより貸与	調査対象の作業を試行する上で必要となる情報端末(NEDO情報基盤サービスへの接続可能なモバイルパソコン)については、試行に際し必要となる台数をNEDOより貸与する。なお貸与した端末については、「ア」の執務場所内に限って取り扱うものとし、NEDOの許可無く「ア」の執務場所外へ持ち出すことは禁止する。 但し、その他業務遂行上必要となる通信機器等(ディスプレイ・電話・ファックス等)は受託者負担とする。
エ	通信環境 (Wi-Fi 等)	受託者負担	「ア」の執務場所において、「ウ」の情報端末を安全に且つ安定的に取り扱えるVPN接続可能なWi-fi通信環境を受託者側で準備する。
オ	事務用品等	受託者負担	

※受託者は、当該業務に係るNEDOの規程・機構達等を遵守して作業にあたることとし、特にNEDOより情報端末の貸与を受けて実施する作業に際しては、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(平成十一年法律第百二十八号)、「個人情報保護に関する法律」(平成十五年法律第五十七号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成十五年法律第五十九号)といった情報セキュリティに関する法令はもちろんのこと、NEDOが定める「情報セキュリティポリシー」(情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準、個人情報保護管理規程)及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」についても遵守することとし、情報端末の貸与に際しては、作業終了後の施錠・保管等、紛失や不正持出防止のための措置を受託者の責において講じること。また、情報端末と合わせて、実際に作業へ従事する者(作業従事者)に対して必要数のID・仮パスワードをNEDOより付与するが、その取扱い等に際しては、前述の情報セキュリティポリシー等を厳守するよう、受託者の責において作業従事者へ徹底すること(試行開始に際して、上記事項を作業従事者が遵守する旨を約した書面を、NEDOへ提出すること)。